

参考資料1 国立大学法人熊本大学化学物質管理規則

(平成 21 年 3 月 18 日規則第 42 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)における化学物質の自主的かつ適切な管理を推進し、安全上の危害及び健康障害並びに環境への影響を未然に防止するため、必要な事項を定める。

(法令との関係)

第 2 条 本学における化学物質の取扱いについては、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号)、水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成 27 年法律第 42 号)その他の法令(以下「法令等」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 化学物質 薬品(試薬、医薬品及び化学薬品をいう。)及びそれらの混合物(それぞれ一般の生活に供するもの、感染性を有するもの、放射性物質及び病院の薬剤管理システムで管理されているものを除く。)並びに高圧ガスをいう。
- (2) 部局等 化学物質を管理する教育研究組織等(事務組織の各部等を含む。)をいう。
- (3) 事務組織の各部等 監査室、経営企画本部及び各部をいう。
- (4) 部局長等 部局等の長をいう。
- (5) 化学物質取扱グループ 化学物質を用いた教育、研究、検査、測定等を行うことを目的に形成された組織をいう。
- (6) 化学物質取扱者 本学において化学物質を取り扱うすべての者をいう。

(管理組織)

第 4 条 本学における化学物質の管理に関する組織は、別表第 1 のとおりとする。

(学長、理事、総括安全衛生管理者及び部局長等の責任と権限)

第 5 条 学長は、本学における化学物質管理の最高責任者として、法令等及びこの規則の定めるところに従い、化学物質管理に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 安全衛生管理を担当する理事(以下「担当理事」という。)は、本学における化学物質管理の総括責任者として、学長を補佐し、法令等及びこの規則に違反する行為があった場合は、当該業務及びそれに関連する設備の使用の中止を総括安全衛生管理者及び部局長等に命ずることができる。
- 3 国立大学法人熊本大学職員安全衛生管理規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 6 条に規定する総括安全衛生管理者(京町事業場にあつては、当該事業場の安全衛生委員会委員長とする。以下同じ。)は、事業場における化学物質管理の責任者として、法令等及びこの規則に違反する行為があった場合は、当該行為及びそれに関連する設備の使用の中止を命ずることができる。
- 4 部局長等は、部局等における化学物質管理の責任者として、総括安全衛生管理者を補佐し、部局等の化学物質管理について指揮監督するものとする。

(化学物質管理責任者の責務)

第 6 条 化学物質取扱グループごとに、化学物質管理責任者を置き、当該グループの責任者をもって充てる。

- 2 化学物質管理責任者は、化学物質の盗難、紛失、漏洩等に留意し適切に管理するとともに、化学物質取扱者に対し適正な指導を行わなければならない。
- 3 前項の業務を補佐するため、化学物質取扱グループに化学物質管理推進者を置くことができ、化学物質管理責任者が当該グループに属する職員から選任する。
- 4 化学物質管理責任者は、原則として、化学物質取扱グループごとに、化学物質取扱報告書(別記様式第 1)により、部局長等を経て、学長に報告しなければならない。
- 5 化学物質管理責任者は、化学物質取扱グループ名、化学物質管理責任者及び化学物質管理推進者の変更又は化学物質取扱グループの廃止をしようとする場合は、原則として当該変更又は廃止をしようとする日の 30 日前までに化学物質取扱グループ変更・廃止届(別記様式第 2)により、部局長等を経て、学長に届け出なければならない。
- 6 化学物質管理責任者は、その職を辞するときは、所有する化学物質のリストを作成し、当該リスト及び化学物質を後任の化学物質管理責任者に引き継ぐものとする。

(化学物質取扱者の責務)

第 7 条 化学物質取扱者は、学長、担当理事、総括安全衛生管理者、部局長等その他の関係者が法令等及びこの規則に基づいて講ずる措置に従わなければならない。

(災害傷害保険等への加入)

第 8 条 化学物質を取り扱う学生等は、学生教育研究災害傷害保険又は他の災害傷害保険等に参加しなければならない。

- 2 部局長等は、部局等における学生教育研究災害傷害保険又は他の災害傷害保険等の加入状況を把握しなければならない。

(化学物質管理支援システムへの登録)

第 9 条 化学物質管理責任者は、所有する化学物質を国立大学法人熊本大学化学物質管理支援システム(以下「YAKUMO」という。)に登録しなければならない。

(YAKUMOへの登録を省略できる化学物質)

第 10 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる化学物質は、YAKUMOへの登録を省略することができる。

- (1) 化学物質取扱グループで生成した混合液、廃液等の化学物質
- (2) 市販の検査キット及び実験キット等に含まれる化学物質
- (3) 病院で運用されている物流システムで管理されているもの
- (4) 気体状の化学物質(高圧ガスボンベを除く。)及び寒剤
- (5) 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 2 条に規定するもの
- (6) 覚せい剤取締法(昭和 26 年法律第 252 号)第 2 条に規定するもの
- (7) 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第 1 条の 2 に規定するもの
- (8) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号)別表第 1 に掲げるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか環境安全センターが指定したもの

（化学物質の有害性及び危険性の情報の収集）

第 11 条 化学物質管理責任者は、化学物質を購入し、持ち込み、又は譲り受けるときは、当該化学物質の有害性及び危険性に関する情報を収集しなければならない。

（化学物質の保管）

第 12 条 化学物質管理責任者は、化学物質専用の保管庫を設置し、地震等の災害、事故等に備えて、同保管庫について固定、容器の落下防止、接触破損防止等の対策を講じなければならない。

2 化学物質管理責任者は、化学物質のYAKUMOへの登録状況及び在庫数量を定期的に確認し、使用の見込みのない化学物質については、速やかに廃棄処分等の処置を講じなければならない。

（化学物質の使用）

第 13 条 化学物質管理責任者は、化学物質を使用する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 化学物質の有害性及び危険性について、SDS(安全データシート)等により情報を得る必要があることを化学物質取扱者に周知すること。
 - (2) 化学物質の有害性又は危険性が高いと判断した場合は、有害性又は危険性が低い化学物質への転換に努めること。
 - (3) 化学物質の曝露及び飛散の防止措置(保護具、局所排気装置等)を講じるとともに、化学物質を使用する前に、局所排気装置の使用前点検を行うこと。
 - (4) 作業場での喫煙及び飲食を禁止し、その旨を見やすい場所に掲示すること。
 - (5) 関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい場所に掲示すること。
- 2 化学物質取扱者は、化学物質の使用に当たっては、次に掲げる事項に従って取り扱わなければならない。
- (1) 化学物質を使用する前に、SDS(安全データシート)等で当該化学物質の有害性、危険性等を理解すること。
 - (2) 通風又は換気が不十分な場所では取り扱わないこと。

（化学物質の廃棄）

第 14 条 化学物質は、関係法令等及び環境安全センターの指示に従って廃棄しなければならない。

- 2 化学物質管理責任者は廃棄する化学物質を実験室内で保管する場合は、盗難、紛失、拡散、飛散、漏えい、浸出、流出等を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 化学物質管理責任者は、第 6 条第 6 項に規定する後任の化学物質管理責任者に化学物質を引き継ぐことができない場合は、これを廃棄しなければならない。

（化学物質取扱教育）

第 15 条 部局長等は、部局等の化学物質取扱者を対象に、化学物質の取扱方法及び管理に関する教育を実施しなければならない。ただし、国立大学法人熊本大学中央安全衛生委員会化学物質管理専門委員会又は環境安全センターが実施する化学物質の取扱いに関する講習会をもってこれに代えることができる。

（改善命令等）

第 16 条 総括安全衛生管理者は、本学の安全衛生活動において化学物質に起因する火災、爆発等が生ずるおそれがあると認められるとき又は化学物質による健康障害若しくは環境汚染が生ずるおそれがある

ると認められるときは、各部局長等に対して、化学物質の購入又は使用の停止を含む改善措置を命ずることができる。

2 改善措置を命ぜられた部局長等は、直ちに改善措置を講じなければならない。この場合において、改善措置に要する費用は、原則として当該部局等の負担とする。

3 改善措置を講じた部局長等は、化学物質に起因する火災、爆発等が生ずるおそれ又は化学物質による健康障害若しくは環境汚染が生ずるおそれがなくなった時点において、講じた措置を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(緊急時における体制等の整備)

第 17 条 化学物質管理責任者は、化学物質に起因する火災、爆発等又は化学物質の飛散、漏えい、流失等による健康障害若しくは環境汚染が生じることによって、緊急時の連絡体制及びその対策を整備し、化学物質取扱グループの化学物質取扱者に周知しなければならない。

(緊急時の措置)

第 18 条 化学物質取扱者は、化学物質に起因する火災、爆発等又は化学物質の飛散、漏えい、流出等による健康障害若しくは環境汚染が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに化学物質管理責任者に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 化学物質取扱者は、化学物質が盗難に遭い、又は紛失したときは、直ちに化学物質管理責任者に報告しなければならない。

3 化学物質管理責任者は、前 2 項の報告を受けたときは、直ちに部局長等に報告しなければならない。

4 部局長等は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ、関係機関との連絡調整を行うとともに、発生状況を総括安全衛生管理者及び担当理事に報告しなければならない。

(近隣住民等への対応)

第 19 条 学長は、化学物質の管理について、近隣住民及び周辺地域の理解を得るための必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日規則第 278 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日規則第 172 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 14 日規則第 120 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日規則第 98 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規則による改正後の第 10 条の規定は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 179 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 28 日規則第 211 号)

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 123 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

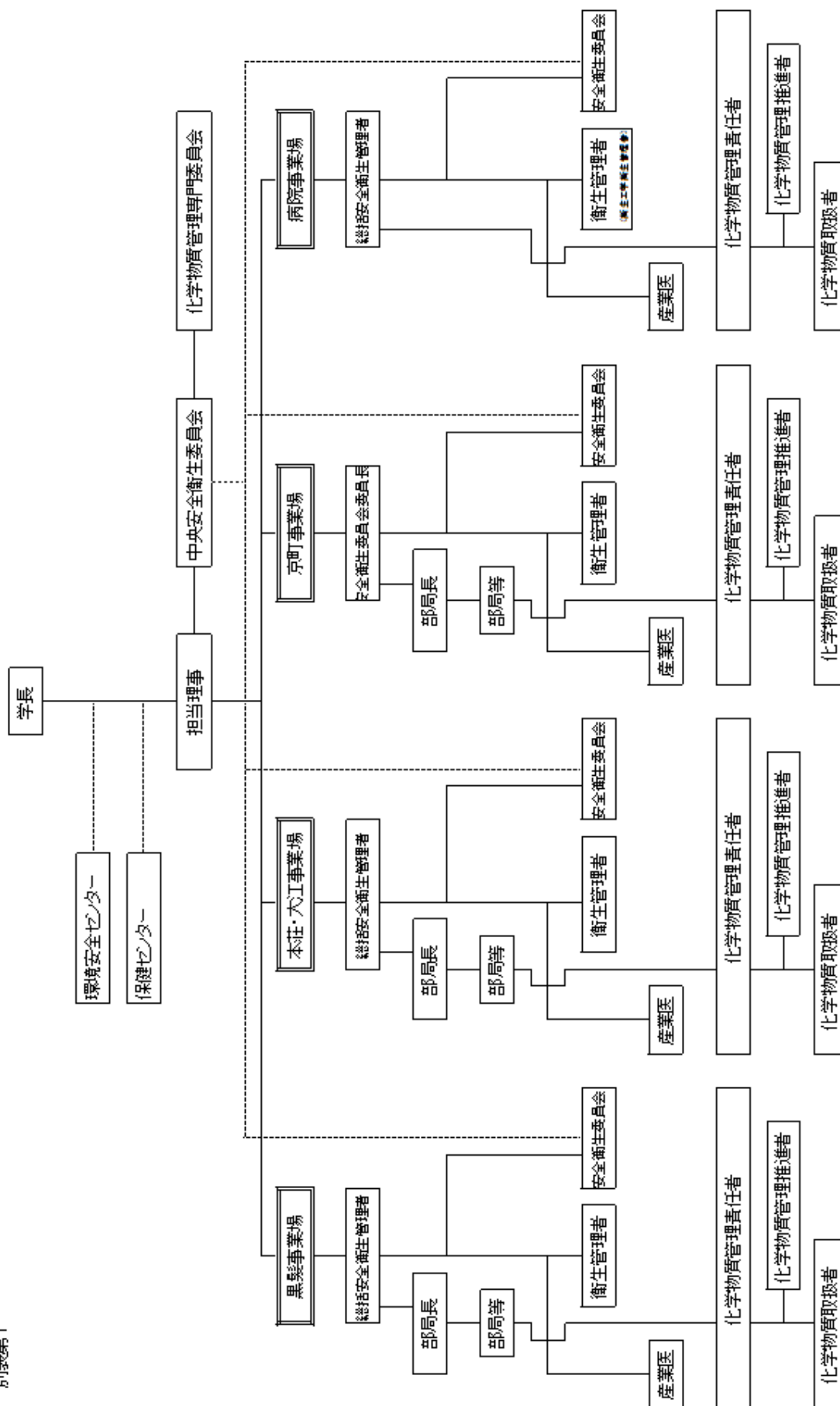
附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 88 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 104 号)

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

第 1 表



別記様式第1(第6条関係)

化学物質取扱グループ番号

--

※事務側で記入します。

年 月 日

学 長 殿

化学物質管理責任者
(部局等名)
(氏 名)

化学物質取扱報告書

化学物質の取扱いについて、下記のとおり報告します。

なお、化学物質の取扱いについては、関係法令及び本学化学物質管理規則等を遵守します。

記

グループ名	
化学物質管理責任者	(氏 名) (職 名) (連絡先)内線 E-mail
化学物質管理推進者	(氏 名) (職 名) (連絡先)内線 E-mail
化学物質取扱者(※) 数(推定数)	教 員 名 (教授、准教授、講師、助教、助手) 職 員 名 (非常勤職員、技術職員、秘書等) 研究員 名 (ポスドク、研究員等) 学 生 名 (学部生、大学院生等)
化学物質使用場所1	(地区名) (建物名・階数・号室) (名称)
化学物質使用場所2	(地区名) (建物名・階数・号室) (名称)
化学物質使用場所3	(地区名) (建物名・階数・号室) (名称)
化学物質使用場所4	(地区名) (建物名・階数・号室) (名称)

(化学物質使用場所が足りない場合は、次ページに追加してください。)

※化学物質取扱者には、薬品の受取り、廃液の運搬等に関わる者を含む。

別記様式第2(第6条関係)

年 月 日

学 長 殿

化学物質管理責任者
(部局等名)
(氏 名)

化学物質取扱グループ変更・廃止届

化学物質取扱いについて、 年 月 日付けで変更・廃止しますので報告します。

記

(変更・廃止前)

グループ名		
化学物質管理責任者	(氏 名) (連絡先)内線	(職 名) E-mail
化学物質管理推進者	(氏 名) (連絡先)内線	(職 名) E-mail

☐ 化学物質取扱グループを以下の通り変更します。

なお、所有する化学物質のリストを作成し、当該リスト及び化学物質を後任に引き継ぎます。

(変更後)

グループ名		
化学物質管理責任者	(氏 名) (連絡先)内線	(職 名) E-mail
化学物質管理推進者	(氏 名) (連絡先)内線	(職 名) E-mail

☐ 化学物質取扱グループを廃止します。

なお、所有している化学物質は、適正に廃棄します。